

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：小牧市立三ツ渚北保育園	種別：保育所	
代表者氏名：小川 亜矢子	定員（利用人数）：90名（65名）	
所在地：愛知県小牧市大字三ツ渚2130-1		
TEL：0568-72-9330		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和49年 9月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：小牧市		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員： 14名
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 2名
	(主任保育士) 1名	(用務員) 1名
	(保育士) 18名	
施設・設備の概要	(居室数) 5室	(設備等) 遊戯室、調理室、
		医務室、事務室、乳児室

③理念・基本方針

★理念

豊かな心でよく遊べる子ども
保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る

★基本方針

- ここ（個々 此処）が安心・ここが大好きみんなの保育園
- ・子どもが笑顔で過ごし、楽しく遊ぶことができる保育園
 - ・保護者、子どもが安心して通える保育園
 - ・職員が笑顔で保育し、ともに高め合いながら働ける保育園

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・その日の子どもたちの様子をホワイトボードにワンポイントではあるが、知らせ保護者と子どもたちとの会話の助けになるようにしている。
- ・地域資源（矢戸川土手、園周辺の自然、正眼寺など）を積極的に保育に活かしています。
- ・散歩はもちろん、虫捕り花摘み、草花遊び。冬になると土手周りを幼児さんはマラソンしています。これは何年も続く伝統行事です。
- ・子どもたちが自らしたい遊びを見つけ、戸外でも室内でも時間をできるだけ区切らず、じっくりと遊びこめる環境づくりと援助に取り組んでいる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月11日（契約日）～ 令和 3年 1月21日（評価決定日） 【令和 2年11月 2日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	0 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆園と保護者との連携

新型コロナの影響で、不安を持つ保護者に園の状況を知らせるため、3歳未満児は毎日連絡帳で様子を伝えている。連絡帳がない幼児クラスは、クラスごとに掲示板を設け、コメントを掲示して安心感につなげている。園に協力的で、園の方針に理解を示す保護者の存在がある。芋掘りの芋が子どもが家庭に持ち帰った。それから数日後の遠足の際に、子どもの弁当箱には「芋の天ぷら」が入っていた。子どもに言われて職員は「天ぷらの正体」に気づいたが、園と保護者との見事な連携（チームプレー）である。

◆地域との交流・連携

地域との交流・連携を通して保育の内容を正しく地域に説明することを「社会的責任」と捉え、「保育の全体的な計画」の中に明文化している。現在はコロナ禍によって、地域との交流・連携のほとんどの取組みが中断しているが、これまでは積極的に関わりを持ってきた。中学生の福祉体験学習を継続して受け入れている。区長に申し入れをして、園西側の交差点に歩行者用信号機の設置が叶った。地域の老人会（みつば会）からは、自転車教室への誘いがある。

◆自然との関わり

保育園南面にある土手（矢戸川堤防）の自然を保育に取り入れ、子どもの身心の成長や心の豊かさを養う保育実践を行っている。春には花を摘み、夏には虫を捕って遊ぶ。秋は土手の草滑り、冬は土手周りが幼児のマラソンコースとなる。天気の良いれば格好の散歩コースでもあり、一年を通じて、子どもたちが自然と関わりを持って過ごしている。

◇改善を求められる点

◆重点目標の評価

「ここ（個々 此处）が安心・ここが大好き、みんなの保育園」との方針の下、6点の「園の重点目標」を掲げている。しかし、この重点目標には、数値目標や具体的な到達点が示されておらず、期中の進捗評価や年度末の終了時評価が曖昧にならざるを得ない状態である。「園の重点目標」には、数値目標や具体的な到達点を設定して取り組むことが望ましい。

◆PDCAサイクルの意識

計画（P）通りの実践（D）は確認できるが、その後の評価（C）や改善（A）のプロセスが欠落している事例が散見された。例示すれば以下の通りである。事業計画（重点目標）の個々の項目についての評価が確認できない。365項目の「自己評価チェックリスト」の実施後に、評価・分析が行われていない。人事課主導の「人事評価シート」が園に残っておらず、評価・分析して職員育成につなげることができない。研修履修後に提出される「研修からの学び」の所感（保育の現場で「活かしたいこと」、「職員に伝えたいこと」）が、実際に保育の現場で「活かされたか?」、「伝えられたか?」の効果確認（評価・検証）が行われていない。実習生受入れ終了時の反省会で、実習受入れそのもの（本来目的）の評価がない、等々である。常にPDCAサイクルを意識した園運営を期待したい。

◆独自のマニュアル整備

ほとんどのマニュアルが市（園長会）で統一されている。園の特徴や園独自の取組み、地域性等を加味した独自のマニュアルの整備が望まれる。市で統一された基本的なマニュアルを基に、園に必要な部分の追記や加除によって、適切なマニュアルに改訂することも一考であろう。マニュアルの見直し・改訂には、保育現場の職員意見を反映させることが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたり職員間で話し合い、保育について振り返ることができました。職員に対し「伝えている、理解してもらっている」と思い込んでいる部分があること、コロナ禍の中で十分に園の基本方針を伝えることができず、工夫が足りなかったことがわかりました。また保護者が心配に思っていることや、信頼関係づくりを築いていくための改善点が見つかりましたので、評価結果を真摯に受け止めていきます。

当園の魅力である『自然』という地域資源を積極的に活用し、子どもたちがより楽しく過ごせる保育を実践していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念や保育目標を「保育園運営案」に掲載し、「入園のしおり」でも説明を加えている。コロナ禍の影響から、例年のように入園説明会や保護者会総会でのスライドを使っての説明はできなかったが、保護者アンケートの「理念・方針の周知」の項目は高い数値を示している。これまでの地道な周知活動による効果と判断したい。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 園長が、毎月開催される市の園長会や子ども・子育て会議等に参加することで、園運営に資する情報は取得できている。園長に着任した当初は、不明な点があれば前任園長から適切な情報を得ることもあった。しかし、多忙を極める園長業務の中にあつて、収集した情報を分析して課題を抽出するには至っていない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 子どもが笑顔でのびのびと過ごし、「ここ（園）が大好き！」と言ってもらえる園を目指しているが、職員の手が足りずに十分な関わりが持てていない。また、園長の熱い思いを職員の全てに伝えきりだけの時間的な余裕もない。園長や主任保育士の業務を精査し、省くことが可能な業務や一般の職員に委譲できる業務を抽出し、適切な業務分担での運営体制を構築することが望ましい。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 園独自に策定した中・長期計画はなく、市の「子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」や「まちづくり推進計画 第一次基本計画」を準用している。園長の定期・不定期の異動があることから中・長期的な見通しは立てづらいが、現状の課題や地域の特性等を考慮した園独自の中・長期計画の策定が望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 園独自の中・長期計画を持たないことから、単年度の事業計画（「保育園経営案」）は前年度の事業計画の評価・見直しを行い、必要な改訂を施して策定している。「ここ（個々 此处）が安心・ここが大好き、みんなの保育園」との方針の下、6点の「園の重点目標」を掲げている。「園の重点目標」には、数値目標や具体的な到達点を設定することが望ましい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画（「保育園経営案」）を評価・見直して次年度の事業計画を策定しているが、職員会議の時間帯を使って行われることから会計年度任用職員の参加が難しい。事業計画の策定、評価、見直しは、より多くの職員の意見が反映されることが望ましい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 今年度は、保護者会の総会が中止になるなど、事業計画の保護者周知は困難を極めている。保護者の関心が高い行事計画は、昨年までと違って中止や変更になるものが多く、園だより等を通じて周知を図っている。行事計画に留まらず、事業計画に盛り込まれた主要な内容は、保護者まで届く仕組みの構築が期待される。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 365項目からなる「保育者のための自己評価チェックリスト」を職員が実施し、保育の質の向上に向けた取組みと位置付けている。しかし、自己評価チェックリストの項目について集計・分析が行われておらず、「保育者のための自己評価チェックリスト」から園の課題を抽出するには至っていない。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園長、主任が業務多忙で、職員の手も足りない状況の中、職員が実施した自己評価チェックリストから園の課題を抽出するに至っていない現状がある。しかし、自己評価チェックリストの記述欄に着目し、職員個々の指導につなげる仕組みはある。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育園経営案」の中に、「運営機構及び職務分担」や「園の組織」を載せ、園長の役割や責任の所在を明確にしている。園長自らの所信は、「保育園経営案」の中に「園の重点目標」として示している。園長が不在時の有事の際には、主任保育士が権限移譲先となる。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>園運営に関係する法改正や法令順守に関する研修には、必ず園長が参加して必要な情報を得ている。職員への周知・伝達を必要とする内容であれば、職員会議や回覧によって職員間の共有を図っている。また、園に関する諸法令は「ほいくポケットブック」に網羅されており、ほぼ全員の職員に配付されている。「ほいくポケットブック」を活用したコンプライアンス研修の実施が待たれる。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>新型コロナの影響で、不安を持つ保護者に園の状況を知らせるため、幼児クラスはクラスごとにコメントを掲示して安心感につなげている。園に協力的で、園の方針に理解を示す保護者の存在がある。芋掘りの芋を子どもが家庭に持ち帰った。それから数日後の遠足の際に、子どもの弁当箱には「芋の天ぷら」が入っていた。園と保護者との見事な連携（チームプレー）である。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>今年度から勤務体制が変わり、職員の勤務シフトが変則的になった。限られた職員を有効に活用するため、中堅の正職員2名を乳児と幼児のリーダーとして配し、保育の安定を確保した。障害児を担当していた職員は持ち上がりとし、障害特性への配慮や継続性を重視した体制をとった。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員の採用は市・人事課が行っており、園の必要人材の要求は市の幼児教育・保育課を通して人事課に伝えられている。園では、年2回の定期面接の際に、職員の意向を聞き取って雇用の継続をお願いしている。園では具体的な人事計画を持たず、欠員が生じた時に補充を依頼する仕組みである。新卒職員の採用試験を早めて必要人材を確保して欲しい、との現場の意見がある。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>年功序列型のキャリアパスがあり、市・人事課による人事評価制度が運用され、主任級以上には目標管理制度も適用されている。しかし、人事管理の3要素（キャリアパス、人事評価、目標管理）が連動して運用されておらず、総合的な人事管理とは言い難い。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>園長との定期的な面談やストレスチェック、メンタルヘルス研修等により、職員にとっての「働きやすい職場づくり」に取り組んでいる。職員に対して有給休暇の取得を推奨しているが、旗振り役の園長、主任の有給消化が進んでいない。育児中の職員には、ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務体制をとっている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>主任級以上の職員には、市の目標管理制度が運用されている。一般職員も自己目標を設定して取り組んでいる。これらの目標管理で設定された目標が、職員育成のための適切な目標であるか、疑問が残る。人事評価で使用した「人事評価シート」の分析から、職員個々の不足力量や教育ニーズ等を抽出し、適切な目標を設定することが望ましい。「人事評価シート」が園に残らない点も改善を要す。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員研修の方針や方向性は、「保育園経営案」から読み取れる。今年度はコロナ禍のために多くの研修計画が中止や延期になっている。研修履修後には、「研修からの学び」（報告書）が提出され、保育の現場で「活かしたいこと」や「職員に伝えたいこと」が所感として記述されている。しかし研修はここで完結しており、「現場で活かしたか？」や「職員に伝えたか？」を確認する仕組みがない。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園外研修として、市の人事課が一般的な研修（主として階層別研修）を担当し、幼児教育・保育課が保育の専門的な研修（主として専門別研修）を担当している。それらの市が主催する研修の「研修一覧表」には、参加予定の職員名を記載して管理している。それらの園外研修の補完として、また園の特徴を強めることを目的として園内研修が計画されている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍ではあるが、今年度1名の保育実習生の受入れがある。市共通の「実習生マニュアル」に従って実習生を受け入れている。しかし、マニュアルには実習生を受け入れるにあたっての意義や目的の記載がない。したがって、実習終了時の反省・評価が曖昧なものとなっている。マニュアルの中に意義や目的を明確に記し、終了時には目的を果せたか否かの評価が求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>公立園であることから、市が管理するホームページに園の情報を公開している。園を紹介するリーフレットは作成されているが、園外への設置はほとんどなく、未就園児の保護者が立ち寄り可能性のある場所へ幅広く配布することが望ましい。苦情対応の手順が不明瞭であり、苦情申し出人へのフィードバックや苦情内容の公表方法等を明確にした規程、マニュアル等の整備が求められる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園における事務、経理、契約、取引、購買等は、市の定めたルールに従って園長と主任保育士がそれぞれの役割を持ち、相互に内部牽制を機能させて業務執行している。定期的に市の監査を受けており、特段の指導事項もないことから、園の運営は適正であると判断できる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>地域との交流・連携を通して保育の内容を地域に説明することを「社会的責任」と捉え、「保育の全体的な計画」の中に明文化している。コロナ禍前までは、積極的に地域との交流や連携を図ってきた。中学生の福祉体験学習は継続して受け入れている。区長に申し入れをして、園西側の交差点に歩行者用信号機の設置が叶った。地域の老人会（みつば会）からは、自転車教室への誘いがある。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② b ・ c	
<p><コメント></p> <p>これまで、学校教育への協力として、小学生の保育所見学や中学生の職場体験学習を受け入れてきた。しかしボランティア受入れのマニュアルが整備されていない。ボランティアを受け入れることの意義や目的を明確にしたマニュアルの作成が期待される。個人情報に関わる守秘義務について、ボランティアに提出を求める「誓約書」等の書式も検討されたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>職員室内に、地域の社会資源として、行政機関のリストや医療機関のリストが掲示されており、園周辺のマップには危険箇所が明示してある。関係機関が網羅された「電話番号簿」が設置されている。児童相談所とは、案件によって直接対応したり、市の幼児教育・保育課を通して対応することもある。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① a ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園長が、市の「子ども子育て推進会議」や「特別支援教育連携協議会」、「食育推進協議会」等々の会議や会合に出席し、福祉ニーズの収集・把握に努めている。地域の子どもの数は減少傾向にあり、市による保育所再編・統廃合の候補園となっている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② b ・ c	
<p><コメント></p> <p>月に2回の園庭開放や園見学を行い、未就園児とその保護者を受け入れている。緊急一時保護の子どもを受け入れたこともある。風水害時の避難場所として登録されているが、飲食量の備蓄に関しては再考を要す。市・危機管理課によるBCP（事業継続計画）の策定が始まっており、早期の完成を待ちたい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント> 年度初めに職員間で話し合いをして、どのような保育をするか意見交換をしている。保育目標や保育方針を話し合い、職員間で共通理解できるようにしている。勉強会や研修など、全職員が周知できるような機会を設けて、子どもの人権や子どもの尊重について理解を深めることを期待する。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a	ⓑ	c
<p><コメント> 着替えやトイレの介助などは子どものプライバシーに配慮し、目隠し・カーテン等の環境を整備している。「プライバシー保護規程」や社会福祉事業に携わる姿勢・責務が明記された「保育ポケットブック」がある。園内でプライバシー保護の研修を実施し、職員の共通理解や意識の統一につなげていくことを期待する。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p><コメント> 園庭開放が月2回行われているが、現在はコロナ禍のため遊びを限定している。園庭開放以外でも園内見学を受け入れ、園長が園の説明を行っている。園のリーフレットは園のみに置いてある。利用者が、いつでもどこでも必要に応じて手にとることができるような方法を工夫されたい。また、リーフレットの見直しに際しては、職員の意見を取り入れることが望ましい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a	ⓑ	c
<p><コメント> 入園説明会（今年度はコロナ禍のため中止）・入園式で園の保育について説明し、保護者の同意を得ている。言葉で意思の疎通が図れない外国籍の保護者等、特に支援が必要な家庭については、通訳や保健師等と一緒に説明を行うように定められている。定められたことを定期的に見直し、文書化することを期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント> 市内に転園する場合は、市で定められた引継ぎ文書を転園先に送付している。市外に転園の場合は、問い合わせのあった場合のみ、依頼された事項について情報提供をしている。卒園後も継続的な支援が出来るよう、そのための方策を市と構築したいと考えている。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a	ⓑ	c
<p><コメント> 市で統一されたアンケートを年1回行っているが、今年度は行っていない。アンケート結果の集計は市で行われ、結果を保護者に配付している、親の会に園長が参加し、保護者の要望を聴き取るようにしている。また、行事後は感想を保護者から担任が聴き取り、保育の参考にしている。保護者の意見を集約し、分析・改善ができるような仕組みづくりを期待したい。</p>				
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。				
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a	ⓑ	c
<p><コメント> 保護者からの苦情を市内全園で共有している。他園であった苦情を自分たちはどう対応するか、話し合いをも要因・対応・改善について意見を出し合う機会をもっている。アンケートの機会や苦情を申し出やすい方法を構築され園の改善に繋げていくことを期待する。</p>				

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者の相談に際しては、プライバシー保護のため職員室や休憩室等の周りに隔離された場所で行っている。保護者へは、苦情についての受け付けは「入園のしおり」で、第三者委員については玄関に掲示して知らせている。希望者には、個人懇談会を設けている。保護者が自由に相談や苦情を申し出やすい方法や、相談相手を選ぶ方法を工夫し、保護者に分かりやすく知らせることを期待する。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 保護者が匿名で意見を表出することを目的とした意見箱は設置されていない。送迎時など、日常の保護者とのコミュニケーションの中で相談を受けている。相談記録は必要に応じて記載しているが、様式等については定められていない。今後は、意見箱の設置や相談後の組織的な対応についても工夫されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉠ ・ b ・ c
<コメント> 月1回「事故防止チェックリスト」に基づき、職員の動きについて話し合っている。ヒヤリハット報告については、年齢別の色別カードに危険があったことを書き入れている。カードを職員室に掲示して共有し、事故防止につなげている。例年、全体研修で事故防止の知識を高めているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から実施されていない。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」があり、特に必要性の高いものについてはラミネート加工し、手に取りやすくしている。嘔吐セットも各保育室に準備されている。しかし、職員全員には周知できておらず、今後模擬訓練等を行って周知することを期待したい。コロナ感染症について、早急な対応マニュアルの作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 市で統一された「防災マニュアル」がある。保護者向けに「東海地震発生の前兆時における対応について」を配付し、災害発生時の対応を知らせている。月に1回の避難訓練を行っているが、市で統一された計画となっている。地域の特性に合わせた計画を検討されたい。また、地域や自治体との連携も検討されたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法が「ほいくポケットブック」に記載されている。全職員に配付されていないので、周知に至っていない。園内での公開保育を通して、標準的な実施方法の検証が行われている。全職員への周知の方法を工夫されたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 標準的な実施方法の見直しについては、時期や方法は定められていない。今後は保育実践での検証を基に園内で検討し、見直しの機会を定期的に持ち、職員の周知につなげていくことを期待する。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 定められた面接資料に基づき、保護者から保育に必要な情報を得ている。面接資料がなく、アセスメントの結果が個別の指導計画に反映されていることを確認できなかった。面接資料の管理を確実にし、個別の指導計画策定に子どもの発達や保護者のニーズが適切に反映されているか、評価する仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 月の話し合いを職員全員で行っている。また、指導計画の変更については、朝ミーティングで職員周知をしている。指導計画の評価については、反省のみでなく、課題や改善点を明確にしていくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 定められた様式に子どもの状況が記録されている。記録の記載については、園長と副園長が職員ごとに差異が生じないように指導している。日常保育で緊急に共有する必要がある事項については、朝ミーティングで周知を図っている。特記事項については、保育の記録の定められた箇所に記載している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 子どもに関する記録については、職員室の施錠ができる書庫で保管している。職員室はセキュリティがかかっている。「個人情報保護規程」が整備されてはいるが、それを活用した園内研修は行われていない。職員全員が周知徹底できるよう、園内研修等を工夫されたい。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市で統一された「保育の全体的な計画」を確認した。保育方針・保育目標については、各園で話し合っていて決めている。見直しについては、市の園長会で行っている。今後は保育現場の意見を集約し、さらに保育実践での課題を明確にし、園に相応しい「保育の全体的な計画」を編成されたい。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>3ヶ月に1度助産師訪問があり、子ども達が快適に過ごせる環境の指導を受けている。結果として、以下の課題が明確になっている。5歳児の保育室は、遊戯室を利用しているので行事のある時は移動せざるを得ない。トイレを洋式に改善する。廊下のくぼみをフラットにして廊下を広くする等々である。優先順位を付け、それらを一つずつ改善することを期待したい。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの「～したい」という気持ちに寄り添い、職員が代弁し子どもの内面理解に努めている。その取組みは、指導計画にも確認できる。また、乳児クラスを含め無理なく食事を進める援助を行っている。職員同士で子どもの姿を話し合い、共通理解をして保育を行っている。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>栄養士や助産師等とも連携を取り、子ども一人ひとりの発達に合わせて援助し、無理なく生活習慣を身につけられるようにしている。保護者には連絡ノートを通して園での子どもの様子を伝え、家庭での様子を口頭などでも聴き取り、保育に反映させている。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に遊べる環境づくりを、幼児クラス全体で考えて準備している。時間を区切らずに遊べるよう、職員同士の連携を大切にしている。市で定められた地域活動は年4回計画されているが、今年度の開催は難しい状況である。今後は課題を明確にして、地域の特性を取り入れていくことを期待する。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室は、子ども達が触れて安全であり、手指からの刺激があるような玩具を手作りしている。指導計画には、一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、発達にあった援助が明記されている。保護者へは、子どもの様子を丁寧に伝え、安心できる言葉掛けをする様に心掛けている。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが気持ちを発散できるように、活動的な遊びに誘ったり、興味のある遊びに誘ったりしている。また、トイレへの誘いは子どもの気持ちを尊重し、タイミングよく誘って成功体験を味わえるようにしている。現在、コロナ禍のために、子どもが職員以外の大人と関わる機会が減っているが、職員はその必要性や重要性を十分に理解している。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画には、自己を十分発揮できるよう、環境や援助事項が記載されている。主体的な活動や協同的な活動が出来るように、環境づくりや職員間の話し合いをしている。年1回幼年期教育研修会が開催され、小学校に子ども達の様子を伝える機会がある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもに関しては、個別の指導計画が立案されている。また、保護者との話し合いは、不定期ではあるが行っており、話し合いの内容を記録して子どもの援助に生かしている。障害のある子どもに対する保育の情報について、他の保護者に対しても適切に伝える取組みを検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉓ ・ c
<p><コメント> 3歳未満児は、昼間の保育室と同じ部屋でゆったりと過ごしている。幼児は、3歳児の部屋で異年齢の子どもとの交流を図りながら過ごしている。遅番の職員が必要事項をミーティングノートに記載し、翌日の朝ミーティングで共有できるようにしている。長時間保育のデイリー・指導計画について、作成を検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 5歳児の年計画には、小学校との連携や就学への期待を持つことができるように取り組むことが記載されている。小学校の児童と保育園の子どもとの交流や、小学校教諭の訪問等がある。保護者に対しても、小学校への見通しがもてるような機会を工夫されたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉕ ・ c
<p><コメント> 子どもの体調不良やケガについて、ミーティングノートで全職員に周知し、保護者への声かけを行っている。また、子どもの保健計画があり、年計画に記載されている。今後は、保健計画や「健康管理マニュアル」について、全職員への周知を工夫されたい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉖ ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診は年2回実施している。保健師が、歯の染め出しで正しい歯の磨き方を指導したり、園だよりで咀嚼の大切さを保護者に知らせたりしている。健診結果を保育計画に反映させることを検討されたい。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント> 現在、アレルギー疾患の子どもは在籍していない。職員がアレルギーについての知識を高めるため、研修に参加している。参加できなかった職員へは、朝ミーティングで研修内容を知らせている。アレルギー疾患や慢性疾患の子どもを受け入れる時に、他の子どもや保護者の理解を図る具体的な方法を検討されたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉘ ・ b ・ c
<p><コメント> 給食担当者会議で子どもの食事の様子を話し合ったり、献立内容について検討したりしている。食育計画を指導計画に取り入れ、年齢に合った食事の援助を行っている。毎日、食事のサンプルを展示しており、必要に応じてレシピも展示している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 子ども達の食事前に検食を園長が行っている。気付いたことを「検食簿」に記入し、子どもが安心して食事ができるようにしている。調理員は、毎日子どもの食事の様子を見に行き、給食担当者会議で意見交換をしている。地域の郷土食や行事食等も取り入れている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 3歳未満児は、毎日連絡帳を通して子どもの様子を伝えている。3歳以上児は、送迎の際に子どもの様子を口頭で個々に知らせ、さらに各クラスに掲示板を設置し、その日の様子をコメントにして掲示している。保育参加や保育参観を年1回ずつ行い、子どもの様子と保育園理解を深めてもらう機会を設けている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② ・ c
<コメント> 年間指導計画に子育て支援の欄があり、計画的な保護者支援が行われている。実践から子育て支援を検証し、課題を明確にすることが望ましい。また、保護者からの相談記録を定められた用紙に記載し、職員間で情報の共有化を図ることを期待したい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「ほいくポケットブック」に、虐待の早期発見等について記載されている。全職員が具体的に早期発見ができるよう、周知されることを期待する。また、虐待についての理解を深めるための研修や勉強会等を工夫されたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 年2回、自己チェックを行っている。10月に半期の反省を行い、園全体で自主的に遊べる環境づくりを行っている。今後も、自己チェックを行い、課題を明確にしていくことを期待したい。		